

令和7年第6回別府市農業委員会総会議事録

日時 令和7年6月6日(金)午後1時50分
場所 別府市役所 農業委員会室
招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次第

- 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について
報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について
(1) 農地法第3条の3の規定による農地転用届
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席委員

農業委員 7名

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 久保 賢一 | 2番 後藤 利夫 |
| 3番 彌田 和好 | 4番 齊藤 孝一 |
| 5番 久恒 美千代 | 6番 星野 賢一 |
| 7番 小畑 義宏 | |

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 6名

- | | |
|-------------|------------|
| 中部地区 佐藤 進蔵 | |
| 朝日地区 伊藤 博文 | 東山1地区 大野 基 |
| 東山2地区 大野 泰徳 | 浜脇地区 安部 憲次 |
| 内成地区 園田 喜久男 | |

欠席委員

農地利用最適化推進委員 1名

- 亀川地区 恒松 はつみ

出席職員

- | | |
|------------|------------|
| 事務局長 岩男 涼子 | 局長補佐 中川 朋美 |
| 主任 高橋 恒太 | |

開会13:50

(事務局)

会議を始めるにあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、ただいまより令和7年第6回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。本日は推進委員さんもお見えいただいております。

皆さん、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。総会の後、農業会議から依頼のありました「農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見・要望について」の協議と九州農政局から依頼のありました女性活躍・登用推進に向けた動画の鑑賞を予定しております。

少しお時間をいただくこととなりますが、ご協力をお願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、4番職務代理、5番委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります。議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので農業委員会の意見を求められているものです。番号1 についてです。

貸付人、別府市の方、借受人も別府市の方です。区分、農振農用地区域内、貸借権を設定する

土地、大字内成、田、現況田、618 m²です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年8月1日～令和12年7月31日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である(地域計画区域内)、というものです。総会議案資料の1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。13ページ上段が2番委員と〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の2番委員から補足説明をお願いします。

(後藤委員)

はい。貸付人の〇〇さんですが、住所は〇〇になっているんですけど、出身は〇〇ということです。今も現役で通い農業をやっている方でございます。草刈りも本人はやっているんですけど農業機械を使ったりというのではできないので従来から〇〇活性化協議会が借りてやっていたところが〇さんにいったということございまして、〇さんも会議等もちよくちよく出る方なんですけど〇〇の方で〇〇〇出身、〇〇に通い農業をやっている方で、30前後の精力的にやっている方なので問題ないかなと思います。

(議長)

〇〇推進委員、補足があればお願いいたします。

(〇〇推進委員)

〇君は地域計画の対象者です。その隣の農地も耕作しています。だから隣接農地を増やしたということでございます。以上でございます。

(議長)

ただいま、2番委員と〇〇推進委員から補足説明がありました。議案第1号申請番号1について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(職務代理)

はい。始まりが令和7年8月1日になっていますけれども、水稻で今年間に合うんですか？

(2番委員)

〇〇さんと一緒にやって準備をしているところです。

(議長)

〇〇さんが植えたものを、8月から引き継ぐということですね。他にご意見ご質問はありませんか？特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号2についてです。議案の2ページをご覧ください。

貸付人、別府市の方、借受人も別府市の方です。区分、農振農用地区域内です。貸借権を設定する土地、大字内成、田、現況田、1,352 m²です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年8月 1 日～令和 12 年7月31日までの5年間。賃借人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である(地域計画区域内)、というものです。総会議案資料の4ページから6ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。13ページ中段が2番委員と〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当の2番委員から補足説明をお願いします。

(2番委員)

貸し人の〇〇さんについてはご主人がなくなって自分ではもうできないということで貸したいと意向がありました。借り手の〇〇さんは〇〇出身で、〇〇に田んぼがあって通い農業をされていました。同じ隣保班内で、〇〇さんの田んぼに隣接しているので特に耕作に問題ないと思います。

(議長)

〇〇推進委員、補足説明があればお願いいたします。

(〇〇推進委員)

特にありません。

(議長)

ただいま、2番委員、〇〇推進委員から補足説明がありました。

議案第1号申請番号2について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号2について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号2については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号3についてです。議案の3ページをご覧ください。

貸付人、別府市の方、借受人も別府市の方です。区分、農振農用地区域内です。貸借権を設定する土地、大字内成、田、現況田、952㎡ほか1筆、計1,907㎡のうち1,589㎡です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年8月1日～令和12年7月31日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である(地域計画区域内)、というものです。総会議案資料の7ページから9ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。13ページ下段と14ページ上段が2番委員と〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の2番委員から補足説明をお願いします。

(2番委員)

はい。貸付人の〇〇さんにつきましては〇〇には住んでいないんですけれども、通い農業です

っとされてきました。高齢のためできなくなったということで、借受人の〇〇さんが隣接している農地を耕作するというので効率的に作業できるのではないかなと思います。〇〇さんも〇〇で広い面積を有している方で精力的にやっているので特に問題ないと思います。

(議長)

〇〇推進委員、補足説明があればお願いいたします。

(〇〇推進委員)

ありません。

(議長)

ただいま、2番委員、〇〇推進委員からの補足説明が終わりました。

議案第1号申請番号3について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号3について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号3については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号4について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号4についてです。議案の3ページをご覧ください。

貸付人、別府市の方、借受人も別府市の方です。区分、農振農用地区域内、貸借権を設定する土地、大字内成、田、現況田、879㎡です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 水稲、機構の借受期間は令和7年8月1日～令和12年7月31日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である(地域計画区域内)、です。総会議案資料の10ページから12ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。14ページ

中段が2番委員と〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、申請番号4について事務局の説明が終わりました。2番委員に補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

貸付人の〇〇さんについては、以前から農業をやったことがない、土地は持っていて、草刈り程度はやるんですけど、この土地は以前は〇〇活性化協議会という団体がやっていて、その後借受人の〇〇さんにいったんですけど、〇〇さんは30代くらいで市内ですし職人をしていて、お試し作業を数年前からやっている。休日に家族や友人と数人で日ごろから通って真面目にやっているんで特に問題ないと思います。

(議長)

ありがとうございました。〇〇推進委員、補足があればお願いいたします。

(〇〇推進委員)

〇〇さんは2年位前から〇〇さんと話し合いで一緒にやっていました。今回正式に契約をしたということで、問題ないと思います。稲の作り方は一般的でなくて、今年はトラクターでおこしてするみたいです。数はあまり多くないそうです。赤字覚悟だそうです。

(議長)

ただいま、2番委員、〇〇推進委員の補足説明が終わりました。申請番号4について、ご意見があれば、お受けいたします。

(7番委員)

写真なんですけれど、〇〇〇〇-〇。畦みたいなのがありますけど対象の土地は上下どちらですか？

(2番委員)

両方です。

(7番委員)

ちなみにさっきの写真。〇〇〇〇-〇も両方ですか？955㎡のうち 637 ㎡貸すということなんですけど。

(〇〇推進委員)

2枚で1筆で間違いありません。

(議長)

ほかにご意見・ご質問はありませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

それでは、議案第1号申請番号4について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号4については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号5について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号5についてです。議案の4ページをご覧ください。

貸付人 大分市の方 借受人は別府市の方です。区分、農振農用区域内と農振農用区域外が混在しています。貸借権を設定する土地、大字内成、田、現況 田 1,157 m²ほか 1 筆、計 1,292 m²です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年8月1日～令和12年7月31日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である(地域計画区域内)、です。総会議案資料の10ページから12ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。14ページ下段が2番委員と〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、申請番号5について事務局の説明が終わりました。2番委員に補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

貸付人さんにつきましては〇〇市の住所ですけど、〇〇出身の方で、貸し付ける田んぼも実家

の横の田んぼでございます。この方もずっと農業をしないので、以前は〇〇活性化協議会が作っていたもので、協議会がやらなくなって〇〇さんにいったものです。先ほどの番号4と番号5の田は隣接しているので問題ないと思います。

(議長)

〇〇推進委員、補足があればお願いいたします。

(〇〇推進委員)

特にありません。

(議長)

ただいま、2番委員、〇〇推進委員の補足説明が終わりました。申請番号5について、ご意見があれば、お受けいたします。

(7番委員)

これは今年、稲植える？この写真はいつごろ撮った写真ですか？

(〇〇推進委員)

5月25日。まだ水張っていない。

(2番委員)

今日、張りよった。

(7番委員)

今年作る？

(〇〇推進委員)

作る。

(議長)

ほかにご意見・ご質問はありませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

ほかにご意見・ご質問等はないようであります。

それでは、議案第1号申請番号5について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号5については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(1)農地法第3条の3の規定による届、1番及び2番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問もないようであります。

続きまして、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、1番から5番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

続いて、その他についてです。事務局から説明をお願いします。

閉会 15時20分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長 _____ 会長 _____

署名委員 _____ 4番委員 _____

署名委員 _____ 5番委員 _____